

松山市汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）に基づく汚染土壌処理業の許可等に関し、当該許可等の申請に先立って必要な指導等を行うことにより、汚染土壌の適正な処理を推進し、並びに汚染土壌処理施設の設置の場所及びその周辺の地域の生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚染土壌 法第16条第1項に規定する汚染土壌をいう。
- (2) 汚染土壌処理施設 法第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設をいう。
- (3) 汚染土壌処理業の許可等 法第22条第1項の規定による汚染土壌処理業の許可又は法第23条第1項の規定による変更の許可をいう。
- (4) 事業計画者 汚染土壌処理業の許可等を受けようとする者をいう。

(事業計画概要書の提出)

第3条 事業計画者は、汚染土壌処理業の許可等を受けようとするときは、あらかじめ、事業計画概要書（様式第1号）を市長に提出し、その旨を協議しなければならない。

(生活環境に及ぼす影響の調査)

第4条 事業計画者は、前条の規定による協議を行った後、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時期に、汚染土壌処理施設の設置の場所及びその周辺の地域の生活環境の状況並びに汚染土壌処理業を行うことによって汚染土壌処理施設の設置の場所及びその周辺の地域の生活環境に及ぼす影響を調査し、生活環境保全上の措置を記載した書類を作成しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合であって、汚染土壌の処理の事業の用に供しようとする既存の施設の設置について環境影響評価法（平成9年法律第81号）第12条第1項若しくは愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第12条に規定する環境影響評価又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第3項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を実施しているときは、この限りでない。

- (1) 汚染土壌処理施設を新設して汚染土壌処理業を行おうとする場合 当該汚染土壌処

理施設の新設の工事の着手前

(2) 既存の施設を汚染土壌の処理の事業の用に供して汚染土壌処理業を行おうとする場合であって、当該既存の施設の構造の変更を伴うとき 当該既存の施設の構造の変更の工事の着手前

(3) 既存の施設を汚染土壌の処理の事業の用に供して汚染土壌処理業を行おうとする場合であって、当該既存の施設の構造の変更を伴わないとき 当該既存の施設に係る法第22条第1項の許可の申請前

(4) 法第23条第1項の許可を受けようとする場合 法第22条第2項第3号又は第4号に掲げる事項の変更の工事の着手前

(地域住民への周知)

第5条 事業計画者は、第3条の規定による協議を行った後、関係地域住民の理解を深めるため、当該協議に係る汚染土壌処理業に係る計画を周知しなければならない。

(事前協議)

第6条 事業計画者は、第4条の規定による生活環境に及ぼす影響の調査（同条ただし書きの場合を除く。）及び前条の規定による地域住民への周知を行った後、汚染土壌処理業の許可等に係る事前協議書（様式第2号。以下この条において「事前協議書」という。）を市長に提出し、その旨を協議しなければならない。

2 事前協議書には、第4条に規定する生活環境保全上の措置を記載した書類及び前条の規定による関係地域住民への周知の状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の事前協議書の提出があった場合は、その内容を審査し、汚染土壌処理業に係る計画が適正であると認めるときは、その旨を事業計画者に通知するものとする。

4 市長は、前項に規定する審査を行う場合において、必要と認めるときは、事業計画者に対し、事前協議書又は提出された関係書類の変更その他講ずべき措置について指導することができる。

5 事業計画者は、第3項の規定による通知を受けた後、第1項の協議の内容を変更しようとするときは、変更後の内容を記載した事前協議書を市長に提出しなければならない。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。

(許可申請及び工事着手)

第7条 事業計画者は、前条第3項の規定による通知を受けた後でなければ、汚染土壌処

理業の許可等の申請をし、又は第4条第1号、第2号若しくは第4号の場合に行う工事（以下「汚染土壌処理施設に係る工事」という。）に着手してはならない。

2 事業計画者は、前条第3項の規定による通知に係る汚染土壌処理施設に係る工事に着手したときは、速やかに工事着手報告書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（事前協議の失効）

第8条 事業計画者が第6条第3項の規定による通知を受けた日から1年を経過する日までに汚染土壌処理業の許可等の申請をせず、又は汚染土壌処理施設に係る工事に着手しないときは、当該汚染土壌処理業の許可等に係る事前協議については、なかったものとみなす。ただし、事業計画者の責めに帰することができない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（工事完了報告書の提出）

第9条 事業計画者は、汚染土壌処理施設に係る工事が完了したときは、工事完了報告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（雑則）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

事業計画概要書	
年 月 日	
(宛先) 松山市長	
氏名又は名称及び住所並びに法人 提出者 には、その代表者の氏名 (電話番号)	
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	
汚染土壌処理施設の設置の場所	
汚染土壌処理施設の種類	
汚染土壌処理施設の構造	
汚染土壌処理施設の処理能力	
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
汚染土壌の処理の方法	
変更の概要	<input type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設の種類 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設の構造 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設の処理能力 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
	変更前
	変更後
変更の理由	
環境影響評価等の実施手法	1 環境影響評価（環境影響評価法第12条第1項若しくは愛媛県環境影響評価条例第12条に基づく調査） 2 生活環境影響調査（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第3項に基づく調査）又はそれに準じる方法
地域住民への周知方法及びその範囲	別紙のとおり。

注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。

3 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

- (1) 松山市汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱第4条に規定する生活環境に及ぼす影響の調査において対象とすべき調査事項，調査対象地域の設定並びに現況把握，予測及び影響の分析の方法を記載した書類
- (2) 関係地域住民への周知方法及びその範囲を記載した書類

様式第2号（第6条関係）

汚染土壌処理業の許可等に係る事前協議書					
					年 月 日
(宛先) 松山市長					
氏名又は名称及び住所並びに法人 協議者 にとっては、その代表者の氏名 (電話番号)					
協議者の事務所の所在地					
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称					
汚染土壌処理施設の設置の場所					
汚染土壌処理施設の種類					
汚染土壌処理施設の構造					
汚染土壌処理施設の処理能力					
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態					
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は、その都道府県名（政令で定める市にあっては、市名）及び許可番号（申請中の場合は、申請年月日）	都道府県名（市名）		許可番号（申請年月日）		
汚染土壌の処理の方法					
セメントの品質管理方法（セメント製造施設に限る。）					
保管設備の場所及び容量					
土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第3項第2号ハに規定する役員の氏名及び住所	氏 名		住 所		
再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称、所在地、許可番号、種類及び処理能力	名 称	所 在 地	許 可 番 号	種 類	処 理 能 力
着工予定年月日	年 月 日				
使用開始予定年月日	年 月 日				
環境影響評価等の実施状況					

変更の内容	<input type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設の種類 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設の構造 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設の処理能力 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
変更の理由	

注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。

3 変更の許可に係る事前協議の場合は、当該変更に係る事項（括弧書きで変更前の内容についても、記載すること。）、変更の内容及び変更の理由のみを記載すること。

4 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

(1) 汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第2条第2項に規定する書類及び図面（変更の許可に係る事前協議の場合は、当該変更に係る書類及び図面）

(2) 松山市汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱第4条に規定する生活環境保全上の措置を記載した書類及び同要綱第5条の規定による関係地域住民への周知の状況を記載した書類

様式第3号（第7条関係）

工 事 着 手 報 告 書		年 月 日
(宛先) 松山市長		
氏名又は名称及び住所並びに法人 報告者 には、その代表者の氏名 (電話番号)		
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
汚染土壌処理施設の種類		
事前協議終了の年月日 及び通知文書番号	年 月 日	第 号
工事着手年月日	年 月 日	

注 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4号（第9条関係）

工 事 完 了 報 告 書		年 月 日
(宛先) 松山市長		
氏名又は名称及び住所並びに法人 報告者 には、その代表者の氏名 (電話番号)		
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
汚染土壌処理施設の種類		
事前協議終了の年月日 及び通知文書番号	年 月 日	第 号
工事完了年月日	年 月 日	

注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

- (1) 工事完了後の全景写真
- (2) その他市長が必要と認めるもの